

光が丘地区の避難所における感染症対策ガイドライン（案）

【1.住民に分散避難を周知・奨励】

(1) 家が潰れていない、燃えていない場合は原則在宅避難

ただし、危険な場所[※]でない所に建設された住宅やマンションなどに住んでいる場合。

(2) 親戚や知人宅への避難

(3) 車中泊・テント泊避難（現行、避難所へは徒歩、校庭への車両乗り入れは認められず）

(4) 上記が不可能な場合のみ避難所（学校）へ来所

★避難所の過密緩和のため、各自治会は自治会館を避難所として開所

ただし、危険な場所[※]でない所で、昭和年56年以降の新耐震基準で建設された建物または耐震基準を満たしているところ。

※川の近く、低い土地、斜面など

【2.避難所での感染症対策】

(1) 来所者の消毒と手洗い、検温を含む体調チェック

(2) 傷病者、体調不良者、要援護者、疑似症患者などを分離・間仕切り

(3) マスクの装着（課題：マスクの衛生管理）

(4) 換気（夜間や冬場は寒さ対策が必要）

(5) 一人当たりの空間の確保

(6) 消毒液の設置と施設の衛生管理（課題：清潔な物品の入手）

【3.必要な資材】（入手のめど）

(1) 非接触型体温計

(2) マスク

(3) 使い捨てビニール手袋

(4) 飛沫防止用フェイスシールド

(5) 消毒液

(6) 受付/検温用テント

(7) 透明の間仕切り

(8) 避難所用間仕切りシステム

★空き教室・校庭の開放、公園の利用（行政の承認）